

# 快適な環境をめざして

公害防止対策に関する  
指 導 方 針



富士市環境部環境保全課

## はじめに

富士市における公害は、昭和40年代なかばに最も著しい汚染が進行し、田子の浦水域におけるヘドロ堆積をはじめ、大気汚染に起因する健康被害をもたらすまでに至った。

このような状況の中で、関係者の努力と法令の整備等によって硫黄酸化物については、環境基準を達成するに至り、また水質環境等にあっても概ね同基準を達成するまでに改善されてきた。

しかしながら、本市において大きな課題である窒素酸化物対策、悪臭対策、及び騒音・振動対策については引き続き施策の推進が要請されている。

このような現状に鑑み、法令等に基づく規制基準を補完する目的で定められた富士市における公害対策に係る指導方針を改定し、なお一層の関係者の協力を得て環境保全対策を推進し、市民の生活環境の改善に資するものとする。

昭和52年4月 1日 公害防止対策に関する指導方針制定

昭和56年4月 1日 改訂

平成13年4月16日 改訂

平成17年6月10日 改訂

令和 3年6月15日 改訂

## も く じ

項 目	項 目	頁
大気関係指導方針		1
水質関係指導方針		4
騒音・振動関係指導方針		8
悪臭関係指導方針		11
公害未然防止指導		13
報告書等様式		
予備施設使用報告書	(様式第 1 号)	14
大気汚染物質排出量報告書	(様式第 2 号)	15
大気汚染物質排出量記録表	(様式第 3 号)	16
工場排水水質測定記録表	(様式第 4 号)	17
騒音・振動測定結果報告書	(様式第 5 号)	18
〃	(様式第 6 号)	20
公害未然防止確約書	(様式第 7 号)	22

## 大 気 関 係

本市の大気汚染は、長年に渡り、工場・事業場や市民をはじめとした多くの関係者のたゆまぬ努力により改善がはかられてきた。特に硫黄酸化物については、昭和期の「富士503計画」をきっかけとして、総量規制や燃料等の防止対策並びに各工場・事業場の努力により、大幅な削減がはかられ、市内全測定局において環境基準を達成するまでに至った。

その他の大気汚染物質についても、全国的に環境基準を達成している測定局が極めて少ない光化学オキシダント等を除き、ほぼすべての項目において環境基準が達成されるとともに、その後も改善が見られている状況である。

しかしながら、住工混在の工業都市と交通の要所という富士市の特異的立地を鑑みると、今後も少しの慢心から大きな大気環境悪化へと繋がる懸念される。現状を維持、向上するためには、引き続き非悪化原則を根幹とした大気環境保全への対策が必要である。このため、本章は大気関係における各工場・事業場への指導方針を示すものである。

### 1 一般事項

- (1) 新たに特定工場(ばい煙発生施設を有する工場又は事業場)となるものの使用燃料は、ガス又は灯油、その他これらに準ずる低環境負荷の燃料とする。
- (2) 予備の特定施設の使用は、常用施設の定期点検時又は事故、故障時のみとし、大気汚染物質の排出量は、常用施設の排出量以下とするよう努める。  
なお、予備施設の使用にあつては、原則として事前に、「予備施設使用報告書」(様式第1号)を提出するものとする。又、予備施設の常用化は新設扱いとする。
- (3) 液体燃料を使用している特定施設には、燃料の使用状況が的確に把握できるような連続自動積算装置等を設置するものとする。

(4) 特定工場における煙突の高さについては、立地条件、付近の環境条件を十分に考慮して定めるものとする。

(5) 特定施設の既設、新設の区分は以下のとおりとする。

既設・・・昭和52年3月31日以前に設置されたもの

新設・・・昭和52年4月1日以降に設置されたもの

## 2 硫黄酸化物対策

(1) 特定施設の更新、増設又は燃料種類の変更を行う場合の排出量は、原則として変更前排出量の範囲内とし、排出量の削減に努めることを前提とする。但し、特定施設の更新又は増設にあたって、ガス又は灯油、その他これらに準ずる低環境負荷の燃料を使う場合は、この限りではない。

## 3 窒素酸化物対策

(1) 既設の特定施設は下記の排出濃度を努力目標値とする。

排出ガス量 10,000Nm<sup>3</sup>/H以上 130ppm以下

10,000Nm<sup>3</sup>/H未満 150ppm以下

(2) 新設の特定施設(更新を除く)は、排出濃度100ppm以下とする。

(3) 特定施設の更新または燃料種類の変更を行う場合は現状排出量の範囲内とし、排出濃度の努力目標値を勘案して指導を行う。

(4) 非常用発電機等、電気事業法の電気工作物については原則として監督官庁の指導を受けるものとするが、可能な限り低排出量の機種を選定するよう努める。

<注> 上記の排出濃度については、法令で定められている基準残存酸素濃度(百分率)における換算値とする。

#### 4 ばいじん対策

- (1) 既設の特定施設は、排出濃度 $0.1\text{g}/\text{Nm}^3$ 以下とする。
- (2) 新設の特定施設は、排出濃度 $0.05\text{g}/\text{Nm}^3$ 以下とする。
- (3) 非常用発電機等、電気事業法の電気工作物については原則として監督官庁の指導を受けるものとするが、可能な限り低排出量の機種を選定するよう努める。

#### 5 測定、報告義務

- (1) 総量規制工場については、「大気汚染物質排出量報告書」(様式第2号)により、一般項目及び硫黄酸化物は毎月、窒素酸化物及びばいじんは法の規定により測定したつど、月毎に取りまとめ、原則として翌月 10 日までに環境保全課へ報告するものとする。
- (2) 総量規制工場以外の特定工場は、原則として「大気汚染物質排出量記録表(以下「排出量記録表」という)」(様式第3号)に記録し、3年間保存するものとする。ただし、各工場において保管する計量証明書等に排出量記録表と同等の項目が記載されており、これら3年間分をひとつの資料として束ねて保管できる場合は、その資料をもって記録表の代替としても差し支えない。

## 水 質 関 係

本市の水質汚濁は、昭和40年代に著しく進行し、田子の浦港へのヘドロ堆積等多くの問題を生じたが、法令に基づく排水規制の強化とあわせ、岳南排水路の整備、企業者の排水対策等各方面の不断の努力により大幅に改善され、現在概ね環境基準を達成し河川には魚の生息が認められ、一応の落ち着きをとりもどしている。

しかしながら、かならずしも全域が満足すべき水質にあるとはいえず、なお一層の努力が必要とされる。

また、本市の産業の発展を支えてきた水資源は、地下水の塩水化、工業用水のコスト上昇等がみられ、従来のような豊富かつ低廉なものから、有限で貴重なものになりつつある。

本章は、これらの事情を踏まえ今後におたる水質汚濁防止対策を図り、水質環境の維持改善をめざすため、水質関係における各工場・事業場への指導方針を示すものである。

### I 規制対象事業場

#### 1 排水管理

特定事業場(特定施設を設置する工場又は事業場)においては、排水量の適正化、排出水の水質管理の適正を図るため、水質監視体制を確立し、汚濁の未然防止に努めると共に、水質届出値(自社管理値)を遵守するものとする。

##### (1) 排出水の汚濁状態の測定

原則として次の方法(①又は②)により把握するものとする。

##### ① 手分析によるもの

特定事業場は、水質届出値(自社管理値)を遵守するため、排出水の汚濁状態を測定するものとする。

なお、水質分析は自社又は計量証明事業者により行い、分析頻度については原則として次のとおりとする。

日間平均排水量(m<sup>3</sup>/日)

10,000以上	1日3回以上
5,000～10,000未満	1日2回以上
5,000未満	1日1回以上

② 連続自動監視測定機によるもの

排水基準及び水質届出値(自社管理値)を遵守するためには、1日2～3回の手分析では、十分な水質監視とはいえない。このため、監視体制の確立をはかるためにも、連続自動監視測定機の設置が望ましい。なお、連続自動監視測定機は、次の型式、方法が望ましい。

流量計	パーシャルフリューム型積算流量計等
濁度計	散乱光透過光比較方式等
COD計	酸化還元電位差滴定法等
pH計	ガラス電極法等

ア 警報装置の取り付け

連続自動監視測定機には、警報装置を取り付け、排水管理上の上限値を設定するなどして、排水異常の未然防止を図るものとする。

イ 連続自動監視測定機の校正

連続自動監視測定機については、毎月1回以上メーカーによる校正を実施することが望ましい。

(2) 測定結果の記録および報告

(1)により測定した結果を「工場排水水質測定記録表」(様式第4号)に記録し、3年間保存するものとする。なお、日間平均排水量10,000m<sup>3</sup>/日以上の特定制業場については、測定記録表を月毎にとりまとめ翌月10日を目途に環境保全課へ報告するものとする。

### (3) 採水箇所の標示

排水水の監視は、総合排水で行うものとし、採水箇所の可視化を図るため、採水箇所に下記の標識を掲示するものとする。

(標 識)



### (4) 緊急時対策

排水処理装置の事故等で公共用水域への流出を防止するため、異常排水を一時的に貯めることのできる緊急時用ピット等を設けることが望ましい。

## 2 新增設に関する取り扱い

特定事業場において、特定施設の新設・増設又は排水量の増加を行う場合の汚濁負荷量は、原則として水質届出値(自社管理値)に基づく負荷量の範囲内とし、できる限り汚濁負荷量の削減に努めることとする。

ただし、積極的に削減に努力している場合は、この限りでない。

## II 規制対象外事業場

- 1 規制対象外特定事業場およびその他の事業場より排出する水質については、水質汚濁防止法に規定されている国の一律排水基準を指導するものとする。
- 2 1において油類(重油、軽油、ガソリン、鉱物油、植物油等)を使用又は保管・貯蔵する事業場にあつては、次に示す施設を設置し、常時適切な管理を行うものとする。

- (1) 油分離槽(4槽以上が望ましい。)を設置する。
- (2) 油中和剤、油吸着材等を常備し、緊急時に備える。
- (3) 油類の保管方法は、屋内貯蔵とする。

## 騒音・振動関係

騒音及び振動は、各種公害のなかでも悪臭とともに感覚的公害として日常生活との関係が深く、発生源も多種多様である。

本市にあつては、住工の混在、機械設備の大型化、老朽化に伴う建築工事の増加、交通機関の発達等の諸条件に加え、市民の生活環境への意識向上やライフスタイル多様化等により種々の問題が懸念されている。

本章は、これらの事情を踏まえて今後にわたる騒音・振動防止対策を図り、生活環境の維持改善をめざすため、騒音・振動関係における各工場・事業場への指導方針を示すものである。

### 1 特定工場等

#### (1) 指導基準

24時間操業の特定工場等は、終日夜間の規制基準を遵守するものとする。ただし、操業状態を変更できる特定工場等はこの限りでない。

#### (2) 施設対策等

ア 特定工場等は、防音防振設備、低騒音低振動機械等を積極的に採用し、規制基準又は指導基準を満足できる施設とするものとする。なおこれらの対策を講じても当該基準を遵守することが困難である特定工場等にあつては、工業地域、工業専用地域等への移転等により対処するものとする。

イ 特定工場等を新增設する場合は、可能な限り周辺住民との分離をはかるものとし、届出に際しては必要に応じ規制基準又は指導基準を満足できる根拠を提示するものとする。

#### (3) 測定・報告義務

ア 従業員300人以上の特定工場等は、敷地境界で騒音、振動レベルを毎年1月と7月の2回測定し、「騒音・振動測定結果報告書」(様式第5号)により翌月末

までに環境保全課へ報告するものとする。

- イ 新增設の特定工場等は、新增設完了後30日以内に敷地境界で騒音・振動レベルを測定し、「騒音・振動測定結果報告書」(様式第6号)により環境保全課へ報告するものとする。

- 2 騒音及び振動規制法等に定める指定地域内における特定工場等以外の工場・事業場については、特定工場等に準じて指導を行う。

### 3 建設作業

#### (1) 特定建設作業

- ア 特定建設作業の届出にあつては、低騒音・低振動工法の採用等、公害防止対策を十分に検討し規制基準を遵守するよう努めるものとする。

- イ 特定建設作業及びその他の作業の実施にあつては事前に周辺住民に作業の概要、作業時間、防音防振対策等の説明を行い、理解、承諾を得るよう努めるものとする。

なお、特定建設作業が通算6日間を越えるものにおいては、別記標識を当該特定建設作業現場の付近住民の見易い場所に掲げるものとする。

#### (2) 特定建設作業以外

特定建設作業以外の建設作業においては、周辺住民の理解を得るよう努め、騒音・振動の発生には十分留意するものとする。

別記

標 識

特 定 建 設 作 業 現 場	
工 事 名	〇 〇 ビ ル 新 築 現 場
建 設 作 業 の 内 容	・くい打作業 ディーゼルくい打ハンマー ・造 成 ブルドーザー パワーショベル
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日 日間 日曜・祝祭日は実施いたしません
作 業 時 間	時～ 時
施 工 者	富士市〇〇〇〇〇番地 〇〇建設(株) TEL( )
現 場 責 任 者 連 絡 場 所	〇〇ビル建築作業所 〇 〇 〇 〇 TEL( )

80  
cm  
以  
上

60cm 以上

## 悪臭関係

本市の代表的な悪臭発生源とされる紙パルプ製造工場をはじめ、市内の各工場・事業場では、昭和47年の悪臭防止法の施行をきっかけとして、逐次新たな技術による臭気対策が推進されてきた。これに伴い、製紙工場に対する市民からの苦情は減少したが、市内産業の多様化により、その他の工場等からの悪臭について苦情が増える傾向にあった。

このような状況から、富士市は、悪臭防止法の特定悪臭物質濃度規制では規制できない臭気について、人の嗅覚による官能試験法(三点比較式臭袋法)に基づいて事業場を指導するため「富士市悪臭公害防止対策指導要綱」を昭和55年に定め、一段と進んだ悪臭公害防止へ踏み出した。

その後、平成7年より悪臭防止法の改正が行われ、これに伴い、同法においても官能試験法(三点比較式臭袋法)を用いた規制手法の導入が始まった。平成13年には全ての規制手法が確立されたことにより、同法において官能試験法を採用した臭気指数規制が整備された。

これを受け、「富士市悪臭公害防止対策指導要綱」を平成17年3月31日をもって廃止し、翌4月1日から悪臭防止法の臭気指数規制を基本とした悪臭公害防止体制へと移行した。

本章は、これらの事情を踏まえて今後にわたる悪臭防止対策を図り、生活環境の維持改善をめざすため、悪臭関係において各工場・事業場への指導にあたる際の方針について示すものである。

悪臭防止法施行規則第6条の2第1号ロ(1)に規定する周辺最大建物の選定に関する取扱要領

悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2第1号ロ(1)に規定する周辺最大建物の選定に当たっては、建物の高さ(Hb)を建物の高さと同幅の小さい方の値(Lb)で除した値が2以上であるときは、周辺最大建物とみなさない。

$$Hb/Lb \geq 2$$

※Hb(m)・・・建物の高さ

※Lb(m)・・・建物の高さと同幅の小さい方の値

(建物の幅は、当該建物の面積と同一の面積を有する円の直径の長さをもって建物の幅とする。)

## 公害未然防止指導

### 1 新增設協議

特定事業場等が新增設を行う場合は、静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条に基づく協議の対象とならないものであっても、同条に準じた協議を行うものとする。

### 2 公害未然防止確約書

次の法令等に基づく申請を行う場合には、本指導方針によるもののほか、必要に応じて「公害未然防止確約書」(様式第7号)の提出を求めるものとする。

- (1) 建築基準法第6条による確認申請
- (2) 農地法第4条、第5条による農地転用(宅地化)
- (3) 都市計画法第29条による開発行為
- (4) 富士市土地利用委員会の審議対象となった土地利用

予備施設使用報告書

年 月 日

(あて先) 富士市長

届出者 住所 氏名

〔代理者の職・氏名〕

施設番号		常用施設・休止施設	予備施設
名称及び型式			
規 伝熱面積 (m <sup>2</sup> )			
模 蒸気発生量 (t/h)			
燃焼能力 (重油換算0/h)			
種類			
燃料 燃料中硫黄分 (%)			
発熱量 比重			
使用量 (0/h)	最大	通常	最大
通り排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	最大	通常	最大
乾き排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	最大	通常	最大
排出ガス温度 (°C)			
排出ガス中の酸素濃度 (%)			
種 類			
ばい煙処理施設			
捕集効率 (%)	ばいじん		
	いおう酸化物		
	窒素酸化物		
	その他 ( )		
いおう酸化物排出量 (Nm <sup>3</sup> /h)	最大	通常	最大
ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大
いおう酸化物 (ppm)	最大	通常	最大
窒素酸化物 (ppm)	最大	通常	最大
塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大
カドミウム及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大
鉛及びその化合物 (mg/Nm <sup>3</sup> )	最大	通常	最大
その他 ( )	最大	通常	最大
排出口の実高さ及び内径H0×D			
補正された排出口の高さHe (m)			

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
使用期間	
[予備施設使用の理由]	

項 目		特定施設名						合(小)計	備 考	
		設置年月								
SO <sub>2</sub> 排 出 量 算 出 方 式										
一 般 項 目	使用日数・時間	時 / 日								
		日 / 月								
	原 燃 料 の 種 類									
	原 燃 料 中 の 硫 黄 分 屈 出 値 ( % )									
	原 燃 料 使 用 量	実 績	最大燃焼能力 (Nm <sup>3</sup> /H or Kg/H)							
			最大 (Nm <sup>3</sup> /H or Kg/H) ※1							
			平均 (Nm <sup>3</sup> /H or Kg/H)							
			総 量 (Nm <sup>3</sup> or t/月)							
	排 出 ガ ス 量	最大能力	湿 り (Nm <sup>3</sup> /H)							
			乾 き (Nm <sup>3</sup> /H)							
最大 ※1		湿 り (Nm <sup>3</sup> /H)								
		乾 き(O <sub>2</sub> ) (Nm <sup>3</sup> /H)								
平均	湿 り (Nm <sup>3</sup> /H)									
	乾 き(O <sub>2</sub> ) (Nm <sup>3</sup> /H)									
硫 黄 酸 化 物	脱 硫 効 率	固 定 ( % )								
		平 均 ( % )								
		最 低 ( % ) ※2								
	SO <sub>2</sub> 濃 度	入 口	最 大 ( PPM ) ※1							
			平 均 ( PPM )							
		出 口	最 大 ( PPM ) ※1							
			平 均 ( PPM )							
	排 出 量	総 量 規 制 排 出 許 容 量 ( Nm <sup>3</sup> /H )		—	—	—	—	—		
		排 出 基 準 値 ( Nm <sup>3</sup> /H )								
		届 出 値 ( 最 大 ) ( Nm <sup>3</sup> /H )								
K 値 ( 基 準 値 ) ・ He ( 有 効 煙 突 口 m )		.	.	.	.	.				
連 続 測 定 器 出 口 排 出 量		最 大 ( Nm <sup>3</sup> /H ) ※1								
	平 均 ( Nm <sup>3</sup> /H )									
	総 量 ( Nm <sup>3</sup> /月 )									
測 定 値	測 定 年 月 日									
	測 定 時 乾 き 排 出 ガ ス 量 ( Nm <sup>3</sup> /H )									
	測 定 排 出 量 ( Nm <sup>3</sup> /H )									
	測 定 排 ガ ス	水 分 ( % )								
		温 度 ( °C )								
設 定 値	原 燃 料 中	可 燃 性 S 分 ( % )								
		水 分 ( % )								
		比 重								
		元 素 分 析 値								
		理 論 乾 き ガ ス 量 ( Nm <sup>3</sup> /Kg )								
		理 論 空 気 量 ( Nm <sup>3</sup> /Kg )								
窒 素 酸 化 物	測 定 値	測 定 年 月 日								
		測 定 時 乾 き 排 出 ガ ス 量 ( Nm <sup>3</sup> /H )								
		換 算 濃 度 ( PPM )								
		O <sub>2</sub> ( % )								
	排 出 基 準 値 ( PPM )									
	届 出 値 ( 最 大 ) ( PPM )									
	連 続 測 定 器 出 口 濃 度	最 大 ( O <sub>2</sub> % ) ( PPM ) ※1								
		平 均 ( O <sub>2</sub> % ) ( PPM )								
	排 出 量	最 大 ( Nm <sup>3</sup> /H )								
		平 均 ( Nm <sup>3</sup> /H )								
総 量 ( Nm <sup>3</sup> /月 )										
ば い じ ん	測 定 値	測 定 年 月 日								
		測 定 時 乾 き 排 出 ガ ス 量 ( Nm <sup>3</sup> /H )								
		換 算 濃 度 ( g/Nm <sup>3</sup> )								
		排 出 総 量 ( Kg/H )								
	排 出 基 準 値 ( g/Nm <sup>3</sup> )									
届 出 値 ( 最 大 ) ( g/Nm <sup>3</sup> )										
(あて先) 静岡県知事 富士市長							事業所名	※1については、月最大値と日時を記入すること ※2については、月最低値と日時を記入すること		
年 月 日							代表者氏名			

## 大気汚染物質排出量記録表（      年      月分）

項 目		特定施設名				備 考
一般項目	使用日数	(日/月)				
	使用時間	(時/日)				
	原 燃 料 の 種 類					
	原 燃 料 中 の 硫 黄 分 届 出 値 ( % )					
	原燃料 使用量	最大燃焼能力 (Nm <sup>3</sup> /H, Kg/H)				
		実績	※最 大 (Nm <sup>3</sup> /H, Kg/H)			
			平 均 (Nm <sup>3</sup> /H, Kg/H)			
		総 量 (Nm <sup>3</sup> /H, t/月)				
	排出 ガス量	測 定 年 月 日				
		湿 り	( N m <sup>3</sup> /H )			
乾 き		( N m <sup>3</sup> /H )				
硫黄酸 化物	脱 硫 効 率 ( % )					
	排 出 量	最 大	( N m <sup>3</sup> /H )			
		平 均	( N m <sup>3</sup> /H )			
		総 量	( N m <sup>3</sup> /H )			
窒素酸 化物	測 定 年 月 日					
	乾 き 排 出 ガ ス 量 ( N m <sup>3</sup> /H )					
	O <sup>2</sup> 濃 度 (PPM)					
	N O x 換 算 濃 度 ( PPM )					
	N O x 排 出 量 ( N m <sup>3</sup> /H )					
ばいじん	測 定 年 月 日					
	乾 き 排 出 ガ ス 量 ( N m <sup>3</sup> /H )					
	排 出 濃 度 ( g/ N m <sup>3</sup> )					
	排 出 量 (Kg/H)					

[備考]

記録責任者 \_\_\_\_\_

事業所名  
代表者名

工場排水水質測定記録表

事業所名

代表者名

( 年 月分)

No.1

日	採水時刻	特定施設の 使用状況	分析者	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	水 質						備 考
					水温 (°C)	PH	SS (ppm)	COD (ppm)	BOD (ppm)	透視度 (cm)	
1											
	平均										
2											
	平均										
3											
	平均										
4											
	平均										
5											
	平均										
6											
	平均										
7											
	平均										
8											
	平均										
9											
	平均										
10											
	平均										
11											
	平均										
12											
	平均										
13											
	平均										
14											
	平均										
15											
	平均										

年 月 日

騒音・振動測定結果報告書

(あて先) 富士市環境部  
環境保全課長

報告者 住所

氏名

〔 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 〕

富士市公害防止対策に関する指導方針により、騒音・振動の測定結果を次のとおり報告致します。

1. 測定年月日

年 月 日

2. 測定結果

別添<騒音・振動測定結果記録表>のとおり



年 月 日

騒音・振動測定結果報告書

(あて先) 富士市環境部  
環境保全課長

報告者 住所

氏名

〔 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 〕

富士市公害防止対策に関する指導方針により、騒音・振動の測定結果を次のとおり報告致します。

1. 測定年月日

年 月 日

2. 測定結果

別添<騒音・振動測定結果記録表>のとおり



# 公害未然防止確約書

申請者	住所又は地名		電話番号	
建築場所	建築物の用途			
用途地域	騒音振動規制			
建築物の構造	使用資材内		張	
			屋根	
			外壁	
敷地面積 (坪)	建築延面積 (坪)	作業場床面積 (坪)	m <sup>2</sup> 坪	
	着工予定年月日	完成予定年月日	. . . . .	
業種	製品名及び取扱品名			
案内図	別紙のとおり			
公書届出施設 (特設)	騒音振動			
	大気			
	水質			
大気関係	防 止 策			
	防止対策			
	※	指導事項		

騒音・振動関係	防止対策
	指導事項
水質関係	防止対策
	指導事項

上記建築物を建築するに伴い、公害未然防止指導事項を遵守するとともに、公害事象が生じた時は、環境保全課等の指導に基づき誠意をもってこれを改善することを確認いたします。

年 月 日  
 (あて先) 富士市長  
 住所  
 氏名

